

# 公 示

平成29年10月定期海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記のとおり公示する。

平成29年11月17日

内閣府沖縄総合事務局長



記

(航海)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(航海)	1001 以上1名
二級海技士(航海)	1107、1109、1112、1113、1114、1115 以上6名
三級海技士(航海)	1301、1305、1330、1332、1333、1334、1335、1336 以上8名
四級海技士(航海)	1502、1503、1504、1508、1531、1533、1536、1541、1542、1543、1544、1545、1546、1547、1548、2401 以上16名
五級海技士(航海)	1706、1707、1708、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715、1716、1717、1718、1719、1720、1721、1722、1723、1724、1801 以上20名

(機関)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(機関)	1006、1008 以上2名
二級海技士(機関)	1102、1103、1104 以上3名
内燃機関二級海技士(機関)	3103 以上1名
三級海技士(機関)	1322 以上1名
内燃機関三級海技士(機関)	3303、3305、3310 以上3名
四級海技士(機関)	1523 以上1名
内燃機関四級海技士(機関)	2401、3507、3510 以上3名
五級海技士(機関)	1701 以上1名
内燃機関五級海技士(機関)	3703、3707、3708、3709、3710、3711 以上6名

(注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)

2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)

3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。

(TEL:098-866-0031 内線85327)